

本市の主な取組状況（令和3年度）について

1 まち美化事務所の再編

職員規模に応じた執行体制のスリム化と、事務所の運営経費の削減などコスト縮減を図るため、令和4年度に、北部まち美化事務所と東部まち美化事務所を統合し、現在7箇所あるまち美化事務所を6箇所に再編する。

まち美化事務所の再編に当たっては、収集コースの見直しを行う等、収集作業の効率化を図ることで、燃やすごみの午前収集の維持など、市民サービスの低下を招くことなく実施していく。

<再編のイメージ>

現 行		再 編 後
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">北部まち美化事務所</div> 【管轄：北区，上京区】		<u>【廃止】</u>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">東部まち美化事務所</div> 【管轄：左京区，中京区（堀川通以東）】		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">東部まち美化事務所（仮称）</div> 【管轄：北区，上京区，左京区】
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">西部まち美化事務所</div> 【管轄：右京区，中京区（堀川通以西）】		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">西部まち美化事務所</div> 【管轄：中京区，右京区】

※ 現在，東部まち美化事務所が所管する中京区（堀川通以東）を西部まち美化事務所に移管する。

2 プラスチック製品の分別回収に向けた社会実験

本年6月に、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「法」という。）が制定された。

法に基づき、市区町村においては、令和4年度以降、家庭から排出されるプラスチック製品（以下「プラ製品」という。）をプラスチック資源として分別回収し、再商品化することが求められていることから、プラ製品の分別回収の円滑な実施に向けた検証を行うため、一部の地域にてプラ製品の分別回収に向けた社会実験を以下のとおり、実施する。

○ 社会実験の概要

(1) 目的

現在燃やすごみとして排出されているプラ製品を定期収集や移動式拠点回収で分別回収し、プラ製品等の回収量や分別実施率のほか、市民の分別意識の変化等を把握する。

(2) プラ製品等の分別回収実施期間

令和3年7月5日（月）～10月29日（金）

(3) プラ製品等の分別回収方法

ア 定期収集

週1回のプラスチック製容器包装（以下「プラ容器包装」という。）の収集日に、社会実験専用ごみ袋を用いて、プラ容器包装及びプラ製品を一括又は分別して収集する。

イ 移動式拠点回収

資源ごみの回収方法の一つである移動式拠点回収でも、9月以降、市域内3箇所においてプラ製品を分別回収する。

○ 社会実験終了後のプラ製品の分別回収に向けた検討

今後、社会実験の結果に加え、国から示される方向性などを踏まえながら、本市にとって最適な分別回収方法を検討していく。

○ スケジュール

令和3年	6月	対象世帯へ社会実験専用のごみ袋、アンケート用紙（実験前）を配布
	7月	社会実験開始、現状の収集量（プラ容器包装）の把握
	8月	プラ製品の分別回収の開始
	10月	対象世帯へアンケート用紙（実験終了直前）を配布 分別回収終了
令和4年	1月	全市へ拡大した場合の回収量・分別実施率の推計、アンケート集計
	3月	社会実験終了

（参考）

別紙1 プラスチック分別回収 社会実験へのご協力をお願い

3 食品ロス削減に向けた取組

約7割の消費者が、食品スーパー等において、商品棚の奥の食品（賞味期限・消費期限までの日にちが長い食品）を購入するという調査結果があり、このような消費行動も店舗での食品ロス発生につながるものと考えられる。

そこで、京都市では、環境省のモデル事業の採択を受け、消費者に商品棚の手前の食品（賞味期限・消費期限の近い食品）を購入する「てまえどり」を実践いただき、消費者側・事業者側の両面から食品ロス削減の効果を検証する取組を進めている。

その一環として、「てまえどり」を意識して実践いただくとともに、家庭での食品ロスの内容や発生量を記録し、食品ロス削減に取り組んでいただけるモニターを募集する。

○ 食品ロスダイアリーモニターの募集

(1) 募集期間

令和3年7月26日～8月16日

(2) 募集人数

京都市内に在住の方100名（同一世帯からは1名に限る）

(3) 活動内容

- ・ 9月から11月までの3箇月間、専用のアプリ又は紙のダイアリーに、毎日の食品ロスの発生状況を記録する。
- ・ 10月から食品スーパー等で「てまえどり」を実践する。
- ・ 記録開始前及び終了後にアンケートに回答する。

(4) 謝礼

活動終了後にQUOカード（1,000円）を進呈（環境省の予算により購入）

○ スケジュール

- 令和3年 8月 モニター募集，モニターにアンケート等を送付
- 9月 モニターが食品ロスダイアリーの記録を開始
- 10月 モニターが「てまえどり」を实践
協力スーパー店舗で「てまえどり」のPRを実施
- 11月 モニターによるダイアリーの記録が終了
- 令和4年 1月 モニターによる記録結果，店舗の廃棄量の変化等を検証
- 2月 検証結果を取りまとめて，環境省に報告

(参考)

別紙2 食品ロスダイアリーモニターを募集 (広報資料)

4 定点での防鳥用ケージの利用に向けた取組

家庭ごみの集積場所 (定点) でのカラス等によるごみの散乱被害防止のため，防鳥用ネットを無償で貸与しているが，カラス等の被害に対してより効果的と考えられるボックス型の防鳥用ケージの利用に向け，昨年12月から，以下の取組を実施している。

○ 防鳥用ケージモニター調査

集合住宅等の私有地内の定点 (概ね5世帯以上が利用) に限定して防鳥用ケージを貸し出し，防鳥用ケージの効果や収集作業への影響，管理上の課題等について検証する事業

(1) 実施時期

令和2年12月1日～令和3年11月30日

(2) モニター数

59件 (申請書受理件数78件)

(3) モニター調査のスケジュール

令和2年12月 モニター調査開始

(調査期間は令和3年11月30日まで)

令和3年 1月 調査開始から1箇月経過後のアンケート実施

6月 調査開始から6箇月経過後のアンケート実施

12月 調査開始から1年経過後のアンケート実施

○ 関係機関との調整，協議

道路上の定点等での防鳥用ケージの利用については，モニター調査の取組と併せ，通行上の安全の確保などの課題があるため，適切な利用方法の確立に向けて，随時，関係機関と協議を進めている。

(参考)

別紙3 家庭ごみ集積場所における防鳥用ケージのモニター調査の実施及びモニター
の募集について (広報資料)

(参考)

別紙4 新型コロナウイルス感染症への対応について



京都市から皆様へ

7月7日(水)の収集から



別紙 1

プラスチック分別回収 社会実験へのご協力をお願い

京都市では、現在燃やすごみとして回収しているプラスチック製品（例：洗面器、歯ブラシなど）を新たに資源ごみとして分別回収することを検討しています。

つきましては、以下のとおり分別回収の社会実験を実施いたしますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<これまで>

プラスチックごみのうち  マークが < ある → 「プラスチック製容器包装」
ない → 「燃やすごみ」

社会実験期間 令和3年7月7日(水)～令和3年10月27日(水)

ご協力いただきたい内容 ～実験期間中のごみの出し方～

収集日

毎週**水**曜 <プラスチック製容器包装の日>

7月

7日・14日
21日・28日

「**プラスチック製容器包装**」
を**実験専用ごみ袋**で
お出してください。



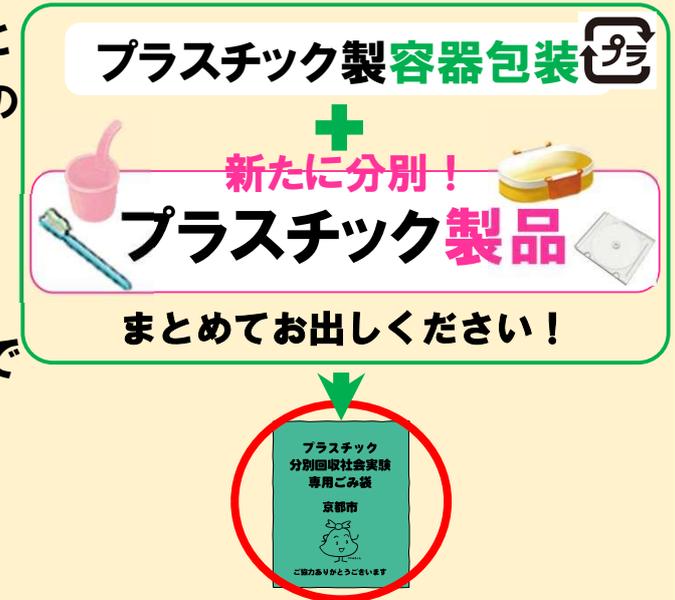
8月

4日・11日
18日・25日

9月

1日・8日
15日・22日
29日

「**プラスチック製容器包装**」と
これまで「燃やすごみ」(黄色の
袋)に入れていただいていた
「**プラスチック製品**」を
新たに分別いただき、
一緒に実験専用ごみ袋で
お出してください。



10月

6日・13日
20日・27日



11月からは通常の収集に戻ります。

プラスチック製品の例は
中面をご覧ください

お問い合わせ先

●社会実験の内容に関すること
京都市 環境政策局 資源循環推進課
TEL : 075 - 213 - 4930

●プラスチックごみの分別・収集に関すること
京都市 環境政策局 北部まち美化事務所
TEL : 075 - 724 - 8881

8月から10月に分別する「プラスチック製品」

100%プラスチック素材でできたもの

すべて「プラスチック素材」でできたもの

実験期間中、新たに分別する

プラスチック製品

主なプラスチック製品一覧(例)

日用品・雑貨



ごみ箱



ちりとり



キッチンスポンジ



風呂いす



風呂おけ



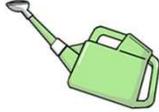
くし



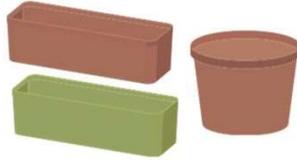
歯ブラシ



バケツ



じょうろ



プランター・植木鉢



衣類用ハンガー



結束バンド



クリーニング袋

食器・食生活用品



コップ・カップ



椀・皿



ストロー



スプーン
フォーク



保存容器



弁当箱



キッチン
ボウル



計量カップ



漬物器



三角コーナー



まな板



ジップ付
プラスチック袋



汚れていない
ラップ

玩具・スポーツ用品 ※電池を使用しないものに限る。



プラモデル



プラ製おもちゃ※



虫かご



水筒
(プラボトル)



浮き輪



フリスビー



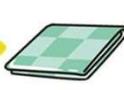
ビニール製
縄跳び



プラ製バット



砂遊び
セット



レジャー
シート

文具



CDケース



定規



下敷き



ペン



レターケース



クリアファイル



テープカッター



プラスチック
ケース

すべて「プラスチック素材」でできたもの

すべてプラスチック素材でできたもの

すべてプラスチック素材でできたもの

すべてプラスチック素材でできたもの

すべてプラスチック素材でできたもの

プラスチック製品として出さないでください

電池・電気で動くもの	30cm×40cm×40cm以内の大きさのもの	→ 小型家電回収ボックスへ ※電池は取り外してください
	取り外した電池	→ 資源物回収拠点または移動式拠点回収へ
	それ以上の大きさのもの	→ 「大型ごみ」へ
実験専用ごみ袋に入らない大きなプラスチック製品		→ 「大型ごみ」へ
使い捨てライター		→ 使い切って「燃やすごみ」へ
注射器、注射針などの医療器具		→ 必ず医療機関へ返却
使い捨てマスクなどの衛生用品		→ 「燃やすごみ」へ ※ごみ袋の口をしっかりと縛ってください
食べ物等の腐敗性のごみで汚れたもの		→ 汚れが取り除ける場合は、「プラスチック製品」として分別 汚れが取り除けない場合は、「燃やすごみ」へ

小型家電回収ボックス、資源物回収拠点等の場所については

資源物回収マップ

検索

プラスチック製容器包装も引き続き分別をお願いします。

8月～10月は、実験専用ごみ袋と一緒に一緒に入れてお出しください

これまでから分別している

プラスチック製容器包装



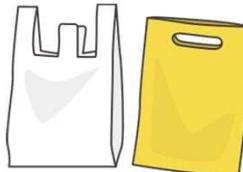
トレイ類、ボトル類、袋類、カップ類、キャップ類、緩衝材(発泡スチロールなど)など



トレイ類



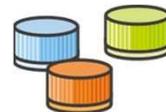
ボトル類



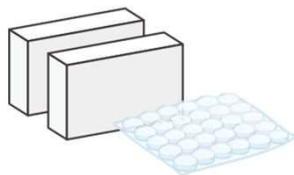
袋類



カップ類



キャップ類



緩衝材
(発泡スチロールなど)



チューブ類



パック類



詰め替え容器



ボトル等のラベル

商品を入れた「容器」や「包装」で、中身の商品を取り出したあと、不要になるもの

目印は マークがあるもの

〈容器や包装の出し方〉

中身は使い切ってから。
水ですすぐなどして、汚れはとってから出してください。



汚れがひどく、とれない場合は、燃やすごみで出してください。

●同封のアンケートにお答えください。

皆様のプラスチック製容器包装やプラスチック製品のごみの出し方などや日々の分別意識を質問するアンケートです。

※今回のアンケートとは別に、10月中旬頃に、2度目のアンケートも予定しています。

約3分で回答
できます



●その他

実験期間中の
ごみ出しについて

●ごみはいつもの資源ごみ収集場所にお出してください。

実験専用ごみ袋
について

- 同封の「実験専用ごみ袋」は、45リットルサイズです。1パック（17袋入）を3セット（計51袋）同封しています。
- 8月からプラスチック製品を新たに分別いただくため、1回当たり3袋まで対応可能な袋数を配布しています（追加配布は行いません）。万一、袋が不足した場合は、実験終了となります。通常の京都市家庭ごみ収集用指定袋（透明の資源ごみ用）を使用し、「プラスチック製容器包装」のみを入れてお出してください。

分別後の
プラスチックの
処理について

- 分別排出された「プラスチック製容器包装」や「プラスチック製品」は、選別後、リサイクルされます。

●プラスチック製品分別回収 Q&A



どうしてプラスチック製品の分別回収の社会実験を開始するの？

この度、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が国において成立しました。新たな法律では、市町村が家庭から排出されるプラスチック製品を資源ごみとして回収し、リサイクルしていくことが求められます。今後、市域全体でプラスチック製品を資源ごみとして分別回収することを検討するために、今年度は市内7地域において社会実験を実施し、排出されるプラスチック製品の量や状態を確認します。御協力をお願いします。



実験専用ごみ袋に入らないプラスチック製品はどうしたらいいの？

そのままの大きさを、実験専用ごみ袋に入らないものは、今回の社会実験での回収対象外です。大型ごみとしてお出してください。



京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課

〒604-0924 京都市中京区河原町二条下の一之船入町384 ヤサカ河原町ビル 8階

TEL：075 - 213 - 4930 FAX：075 - 213 - 0453

広 報 資 料

みんなで取り組もう!!



陳列された食品を手前からとる
「てまえどり」の効果を検証します

令和3年7月26日
京都市環境政策局
担当 循環型社会推進部資源循環推進課
TEL 213-4930

食品ロスダイアリーモニターを募集

京都市では、食品を賞味期限・消費期限まで販売する「販売期限延長の取組」を、食品スーパー等の事業者の皆様実践いただき、売れ残りによる食品ロスを減らす取組を進めています。

一方、約7割の消費者が、食品スーパー等において、商品棚の奥の食品（賞味期限・消費期限までの日にちが長い食品）を購入するという内閣府による調査結果*があり、このような消費行動も店舗での食品ロス発生につながるものと考えられます。

そこで、京都市では、食品廃棄削減のモデルとなる取組を支援する「食品ロス削減・食品リサイクル推進モデル事業」（環境省）の採択を受け、消費者に商品棚の手前の食品（賞味期限・消費期限の近い食品）を購入する「てまえどり」を実践いただき、消費者側・事業者側の両面から食品ロス削減の効果を検証する取組を進めていくこととしています。

この度、その一環として、「てまえどり」を意識して実践いただくとともに、家庭での食品ロスの内容や発生量を記録し、食品ロス削減に取り組んでいただけるモニターを募集しますので、お知らせします。

*内閣府「食生活に関する世論調査」（令和2年9月調査）

<https://survey.gov-online.go.jp/r02/r02-shokuseikatsu/index.html>

1 モニターの活動内容

(1) 食品ロス発生量の記録（令和3年9月1日～11月30日）

アプリ「食品ロスダイアリー」又は紙のダイアリーに、毎日の食品ロスの発生状況を記録し、家庭での食品ロス削減に取り組んでいただきます。モニターには、食品ロス量を計測するための電子はかりを進呈します。



(2) 「てまえどり」の実践（令和3年10月1日～11月30日）

食品スーパー等で食品を購入する際に、無理のない範囲で「てまえどり」の実践等に努めていただきます。「てまえどり」は(1)の記録開始の1箇月後から実践していただき、前後での食品ロス発生量への影響を検証します。

(3) アンケートへの回答（令和3年8月下旬、12月上旬）

(1)のダイアリーによる記録の開始前と終了後に、食品ロスの発生状況や「てまえどり」の実践状況等に関するアンケートに回答していただきます。

終了後に、謝礼としてQ.U.Oカード（1,000円分）を進呈します。

※ 電子はかり・謝礼の進呈は、環境省の事業予算によるものです。



2 応募条件

京都市内に在住の方

※ 世帯単位の食品ロスを記録していただくので、同一世帯からは1名限りです。

3 募集人数

100名

※ 応募者多数の場合は、住所、世帯の人数等のバランスを考慮して本市が選考し、モニターを決定します。

4 募集期間

令和3年7月26日（月）～同年8月16日（月）

5 応募方法

電話、FAX、Eメールのいずれかにより、応募してください。FAX、Eメールの場合は、住所、氏名、電話番号、世帯の人数、記録方法（アプリ・紙）を明記してください。

6 応募・問合せ先

京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課減量企画担当（木屋，田中）

電話：075-213-4930

（電話受付は午前9時から午後5時30分まで（土・日曜日，祝日，年末年始を除く。））

FAX：075-213-0453

e-mail：gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

<参考>アプリ「食品ロスダイアリー」について

特定非営利活動法人ごみじゃぱんが、環境省の助成を受けて神戸市と共同で開発したアプリ（スマートフォン用 web サイト）です。1日ごとの食品ロスを、「未使用食品」と「食べ残し」で区別して、品目、重量を入力します。入力された情報に基づき、食品ロスの傾向、他のアプリ利用者との比較、廃棄食品の金額換算などが確認できます。

なお、今回のモニター調査では、アプリに不慣れな方のために、同様の内容を記入していただく紙のダイアリーも用意しています。

各食品の「捨てた量」を選択してください。

食品	捨てた量
たまねぎ 個 300g	81～100g <input type="checkbox"/>
豆腐 丁 300g	201～300g <input type="checkbox"/>
牛乳	151～200g <input type="checkbox"/>

戻る 次へ



(広報資料)



令和2年10月5日
京都市環境政策局
担当 循環型社会推進部
まち美化推進課
電話 213-4960

家庭ごみ集積場所における防鳥用ケージのモニター調査の実施及びモニターの募集について

本市では、家庭ごみの集積場所（以下「定点」という。）でのカラス等によるごみの散乱被害防止のため、防鳥用ネットを無償で貸与しておりますが、カラス等の被害に対してより効果的と考えられるボックス型の防鳥用ケージについて、実際の効果や収集作業への影響、管理上の課題等を検証するため、下記のとおり、モニター調査を実施しますので、調査に御協力いただける方を募集します。

記



1 モニター調査の手法

公募により選定したモニターに防鳥用ケージを無償貸与し、貸与後1箇月、6箇月、1年を経過した時点で実施するアンケート調査や現地調査等により、ごみの散乱被害防止への効果や課題等を検証します。

2 モニターの対象

集合住宅等の私有地内にある概ね5世帯以上が利用する定点の利用者等

3 モニター調査のための防鳥用ケージ貸与期間

令和2年12月1日～令和3年11月30日*

※ 期間満了までモニター調査に協力いただいた場合は、防鳥用ケージを無償で譲渡し、引き続き御使用いただけることとする予定です。

4 検証項目

- ・ごみの散乱被害防止への効果
 - ・収集作業への影響
 - ・管理上の課題
- など

防鳥用ケージの
効果を検証します。

※ 適切な管理をお願いします。

5 公募内容

(1) 募集数

概ね市内で70箇所*を想定

※ 応募や予算等の状況により、増減する可能性があります。

※ 応募書類の審査及び現地調査により選考を行い、郵送で選考通知を送付します。

※ 応募多数の場合は、先着順とします。

(2) 公募期間

令和2年10月8日～令和2年10月30日

(3) 応募方法

応募用紙（京都市情報館からダウンロード又は各まち美化事務所・エコまちステーションでの交付）に必要事項を記入し、まち美化推進課に持参又は郵送により提出してください。

(4) 応募資格

次の条件を全て満たす方



ア 調査対象定点を利用している者又は当該私有地の所有者、占有者若しくは管理者*

※ 所有者又は占有者以外の方が申請する場合は、その同意が必要です。

イ 防鳥用ケージの使用に当たり、歩行者、自転車、自動車等の通行上の妨げとならないよう安全の確保に努めるとともに、収集作業終了後は速やかに防鳥用ケージを折り畳んだうえ片付け、目的外使用、紛失、盗難、破損などのないよう善良な管理者の注意を持って管理し使用することができる方

ウ 事業開始から1箇月、6箇月及び1年を経過する都度に、本市が実施するアンケート等の調査に協力できる方

(5) 貸与する防鳥用ケージ

応募時に以下の1～5の中から、申請者がケージのタイプを選択し、定点の利用世帯規模に応じたサイズ・必要個数を貸与します。

なお、貸与する防鳥用ケージは原則として定点1箇所につき1個としますが、ごみの排出状況に応じて必要と判断した場合は、上限3個まで貸与することも可能です。

また、貸与期間中のタイプの変更は応じかねますので、御了承ください。

タイプ1 【ネット(再生PET樹脂), 支柱(FRP)】

	小	中	大
サイズ(m) W × D × H	900 × 600 × 800	900 × 900 × 800	1,800 × 600 × 660
容量	432 L	648 L	712 L
重量	約2kg	約2.5kg	約3kg
許容数	9袋	14袋	15袋

底なしタイプ



タイプ2 【ネット(ポリエステル), 支柱(ステンレス)】

	小	中	大
サイズ(m) W × D × H	1,200 × 600 × 625	/	1,800 × 600 × 625
容量	450 L		675 L
重量	約5kg		約7kg
許容数	10袋		15袋

底なしタイプ



タイプ3 【ネット(ポリエチレン), 支柱(アルミニウム)】

	小	中	大
サイズ(m) W × D × H	960 × 800 × 750	1,880 × 500 × 750	1,880 × 800 × 750
容量	378 L	504 L	756 L
重量	約7kg	約10kg	約13kg
許容数	8袋	11袋	16袋

底なしタイプ



タイプ4 【ネット（建設用メッシュ），支柱（鉄パイプ亜鉛メッキ）】

	小	中	大
サイズ（m） W × D × H	1,400 × 600 × 820 (収容は容積の7割程度)	1,600 × 650 × 820 (収容は容積の7割程度)	1,950 × 750 × 820 (収容は容積の7割程度)
容量	520 L	682 L	977.6 L
重量	約 7 k g	約 7.5 k g	約 9 k g
許容数	5 袋	8 袋	12 袋

底なしタイプ



タイプ5 【ネット（再生PET樹脂），支柱（FRP）】

	小	中	大
サイズ（m） W × D × H	/	1,330 × 600 × 800	1,230 × 900 × 900
容量		638 L (収容は容積の7割程度)	996 L (収容は容積の7割程度)
重量		約 6 k g	約 7 k g
許容数		8 袋	13 袋

底ありタイプ



- ※ 写真は，いずれも参考画像です。実際に貸与するケージとは形状等が異なる可能性があります。
- ※ 許容数は，「ケージの容量/京都市指定ごみ袋の容量（45L）」で計算しています。

【応募先・問合せ先】

〒604-0924 京都市中京区河原町通二条下る一之船入町 384 番地
 ヤサカ河原町ビル 8 階
 環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
 担当 谷垣，西村
 電話 075-213-4960

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 新型コロナウイルス感染症感染拡大時における、まち美化事務所での感染防止対策

収集体制を維持するため、昨年度に引き続き、自宅での検温や体調不良時の出勤自粛など、各職員の健康管理を徹底しているほか、多くの職員が触れる可能性のある箇所の定期的な消毒やマスクの着用、換気の徹底などの感染防止対策を実施している。

○ 直近の感染状況及び収集体制への影響等

本年4月以降、直営及び委託での感染者発生事案が数件あったが、PCR検査の受検が決まった段階で、濃厚接触者の疑いがある職員（直近の同乗者等）の出勤自粛を実施することで、感染拡大を最小限に留めるとともに、まち美化事務所間での応援体制の確保、一時的な収集体制の縮小を行い、作業継続に努めたことで、大きな影響なく収集作業を実施した。

2 市民・事業者への対応

(1) 新型コロナウイルス感染症に係るマスク等の捨て方について

マスクやティッシュ等のごみを捨てる際には、マスク等を袋で包んだうえで、「燃やすごみ」として本市指定の燃やすごみ用のごみ袋（黄色い袋）に入れ、ごみ袋の口をしっかりしばり、排出するよう、本市ホームページにて呼びかけを行っている。

(2) 「京都市宅配・テイクアウトの容器等及び食品の包装に係るプラスチック削減助成金」事業について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、宅配・テイクアウトの利用増を踏まえ、宅配・テイクアウト等で使用する使い捨て容器をリユース容器に切り替えるなど、プラスチックの発生抑制等に取り組む、飲食店及び食品の製造工場等を営む事業者等を対象とした、リユース食器購入費等の助成制度を令和2年度に創設。

なお、助成制度の主な内容及び実績については以下のとおり。

- | | |
|--------|---|
| ○助成対象者 | ・・・ 飲食物提供の際に用いる使い捨て容器等をリユース食器に切り替え、使用後にそれらの返却を受ける取組等を新たに実施する飲食店等。 |
| ○対象経費 | ・・・ リユース食器の購入費（1個当たり1,000円以下）等。
1店舗（1団体）につき10万円を助成限度額とする。
なお、チェーン店等の同一事業者による申請で、3店舗を超える場合は、30万円が助成限度額となる。 |
| ○助成実績 | ・・・ 108件（令和2年度） |